

東広島市入札監視委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東広島市入札監視委員会規則（以下「規則」という。）第13条の規定に基づき、東広島市入札監視委員会（以下「委員会」という。）の運営の具体的な取扱いについて定めるものとする。

(委員)

第2条 建設会社の顧問等特定の建設会社と密接な関係のある者、及び東広島市職員であつた者は委員に就任してはならない。

2 任期中に特定の建設会社と密接な関係のある者となった場合には、速やかに委員を辞職しなければならない。

(定例会議提出資料)

第3条 規則第2条第1号に規定する報告に係る資料は、原則として、次のものとする。

(1) 市長が発注した建設工事（以下「工事」という。）の一覧表（予定価格が250万円を超えないものを除く。以下「発注工事一覧表」という。）

(2) 市長等が行った指名除外措置の運用状況一覧表

(3) その他必要と認める入札及び契約手続に関する運用状況資料

2 前項第1号の発注工事一覧表は、次の方々ごとに整理し、工事名、工事種別、予定価格、契約金額及び落札者等を記載するものとする。

(1) 条件付一般競争入札方式

(2) 指名競争入札方式

(3) 隨意契約方式

(対象工事の抽出)

第4条 規則第2条第2号に規定する委員会において検証する対象工事（規則第2条第2号に定める対象工事をいう。以下同じ。）は、前条に掲げる発注工事一覧表の中から、入札及び契約方式別にそれぞれ数件、委員会が事前に抽出するものとする。

2 規則第7条第1項により対象工事の抽出を委員に委任するときは、定例会議において指名を行うものとする。

(対象工事の検証)

第5条 対象工事の検証は、当該対象工事に係る入札参加資格の設定、指名業者の選定方法等が適切に行われているかどうかについて行う。

(不当な要求及び圧力等の排除)

第6条 規則第2条第3号に規定する事務は、不正行為等発生状況表により不当な要求及び圧力並びに不正な行為の内容及びその対策等に係る調査及び協議を行う。

(持ち回り会議)

第7条 緊急やむを得ない事情があり、会議が開催できない場合は、委員長は、書類の回議をもって会議に代えることができる。

(委任)

第8条 委員会への報告資料等の様式は、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。